

特に一時間乃至二時間を要し此時間を労働時間に算定せざるが故事實に於て我等の九時間或は十時間の労働を課せられて居るのである。保健上からも言つても又時間の點から言つても斯かる非人道的不合理なる現場交代制を廢し、合理的の坑口交代制即ち坑口入時間制の實施を要求するものである。

第四條 勤績慰勞手當金は從來五年以上勤績者にのみ支給せしものを三年以上勤績者より支給なし尙且退職の際は其理由の如何を問はず支給なさしむるの件。

(理由) 勤績慰勞手當金は現在では自分の都合上やめた様な場合は現在ある手當支給規則の六分しか支給して居ない。そして五年以下の者は此手當さへとれないのであるから甚だ不當である故に今回之を三年から勤績した者には規定通りの金額を支給なさしむるのである。

第五條 元二類夫の勤績年數を使役年月日に遡り起算するの件。

(理由) 二類夫の勤績手當は十年又は十五年勤績しても其勤績年數に相當する丈の手當をしない。大正八年の十月頃は無かつたのですそして大正八年十月頃から出來た勤績慰勞手當規則制定の日から勤定するので甚だ労働者は不利益で且つ不都合である故に今回は此の手當を会社に使はれた時から起算することにさせるのである。

第六條 鑛務上より來る「ヨロケ」等の疾病者に對し施療及扶助をなさしむるの件。

(理由) 作業上から來た病氣は現在でも會社では何等の救濟も治療もしてくれないで仕事上から病氣になつた者は皆自分の金で治療しなければならぬ。休業中は食はればならず甚だ苦しく不合理である故に今回は之を會社で救濟し且つ治療なさしむるのである。

第七條 附屬病院内に接骨醫を新設するの件

(理由) 現在の病院には挫骨した場合等に之を満足に治療する力のある醫者は居ない、不幸にも負傷した場合には不具に固めて之以上何とも方法がないと言ふ。不具に治癒された者は後に労働するにも差支へ一生悲惨な生活を餘儀なくされる。故に今回は此道の専門家の優秀技倆ある醫者を置かせる、そうすれば現在の様な無責任な非人道的なこともなくなる。従つて労働者も労働が出來

なくなる様なことは免れるのである。

第八條 公休日に本番賃金を支給なさしむるの件。

以上八ヶ條

大正十年三月十六日

全日本鑛夫總聯合會足尾聯合會

右の如く如何にも手軽に事件を處理せしことは最も注目し値すべし。即ち止み難き各個の要求條件ありての蹶起にあらずして、戦はんがための戦を開かんとせるなり。此戦はんがための戦の動機を如何に見るべきか、會社は之を幹部の職業心理と名づけ、總聯合會は階級意識の發露となせること前記の如し。

通洞支部は直に戦備に著手し、先づ本山支部に諒解を求めたる結果、本山も亦通洞と同一行動に出づることゝなれるを以て、三月二十一日高梨二男は上京し、鑛夫總聯合會本部を訪問して、事件の顛末を報告し、要求運動開始の決心を陳述したり。豫て期したることなりしとは云へ本部は事の速かなるに一應は驚きしも、今更ならねば、此上は成敗利鈍を措きて決行することを允許し、唯飽迄慎重ならんことを諭告したり。二十三日午後七時廿分通洞着列車にて、高梨二男歸山す。當日小瀧にて會員大會開催、満場一致にて通洞及本山と同一行動を執るべきに決定し、會員一同は其決心を披瀝すべく、